

国際緊急経済権限法（IEEPA）
に基づく追加関税に関する
米連邦最高裁判所の判決について

2026年5月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部
ニューヨーク事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

<目次>

I.	背景	2
A.	トランプ政権による国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税措置	2
B.	IEEPA 関税に対して提起された訴訟	2
II.	連邦最高裁判決の概要	3
A.	連邦最高裁の意見の全体像	4
B.	連邦最高裁の意見の要旨	4
III.	判決の意義および今後の課題	9
A.	判決の意義	9
1.	焦点が IEEPA 関税に絞られた判決	9
2.	重要問題の法理の扱い	10
3.	関税に関連する紛争に対する司法審査をする管轄権を持つ裁判所の確認	10
B.	今後の課題	11
1.	トランプ政権による IEEPA 関税に代わる措置	11
2.	IEEPA 関税の還付	12
3.	利害関係者による訴訟などの提起	12

はじめに

本レポートでは、2026年2月20日に米国連邦最高裁判所が示した、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税の適法性に関する判決、判決が下されるまでの経緯、判決後にトランプ政権がとった措置を概説したものです。また、違法であるとの判決が下されたIEEPA関税が、今後いかなる課題を提起し得るかについてもまとめました。本レポートは、米国のメイヤー・ブラウン（Mayer Brown）法律事務所の協力を得て作成しました。本レポートが、米国とビジネスを行う方々にとって参考となれば幸いです。

2026年5月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 米州課
ニューヨーク事務所

I. 背景

A. トランプ政権による国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税措置

2025年1月20日に発足した第2次トランプ政権は、発足直後に以下を含む大統領令を発令し、IEEPA¹に基づく緊急事態宣言を行うとともに、これらの緊急事態に対処するための措置として、IEEPAを根拠法とする包括的な追加関税措置をとった。

2025年2月1日 大統領令 14193²、同 14194³および同 14195⁴

大統領令 14193、14194、および 14195 では、それぞれ、カナダ、メキシコ、中国から米国に流入している違法な麻薬（フェンタニル）の取引に対処するため、IEEPAに基づき、カナダおよびメキシコからの輸入品に対しては25%、中国からの輸入品に対しては10%の関税を、既存の関税率に追加する措置を命じた。

2025年4月2日 大統領令 14257⁵

大統領令 14257 では、「巨大で永続的（large and persistent）」な貿易赤字が米国の製造業基盤の空洞化をもたらし、重要なサプライチェーンに悪影響を及ぼしているとして、IEEPAに基づき、原則として、全ての貿易相手国や地域からの全ての輸入品に対し10～50%の相互関税を追加的に賦課する旨を発表した。

B. IEEPA 関税に対して提起された訴訟

上記の大統領令に基づく追加関税については、さまざまな利害関係者が、「IEEPAは大統領に関税を賦課する権限を与えていないため、IEEPAを根拠に関税を賦課する大統領令の措置は違法であり、無効である」旨の主張をし、複数の訴訟を提起した。

2025年4月14日、V.O.S. Selections, Inc.らがドナルド・トランプ大統領、米国税関・国境警備局（CBP）、米国通商代表（USTR）、ハワード・ラトニック商務長官らを被告として、米国国際貿易裁判所（CIT）に提訴した（「V.O.S. Selections 事件」）。⁶ これを受け CIT は2025年5月28日、IEEPAは大統領に関税を賦課する権限を与えていない旨の判断を下すとともに、IEEPAに基づく追加関税の賦課を直ちに停止する緊急差し止め命令を下した。⁷ トランプ政権側は CIT の緊急差し止め命令に対し、直ちに CIT の上級裁

¹ International Emergency Economic Powers Act, 50 U.S.C. 1701 et seq.

[https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:50%20section:1701%20edition:prelim\)%20OR%20\(granuleid:USC-prelim-title50-section1701\)&f=treesort&edition=prelim&num=0&jumpTo=true](https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:50%20section:1701%20edition:prelim)%20OR%20(granuleid:USC-prelim-title50-section1701)&f=treesort&edition=prelim&num=0&jumpTo=true)

² Executive Order 14193 of February 1, 2025, Imposing Duties To Address the Flow of Illicit Drugs Across Our Northern Border, <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-02-07/pdf/2025-02406.pdf>

³ Executive Order 14194 of February 1, 2025, Imposing Duties To Address the Situation at Our Southern Border, <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-02-07/pdf/2025-02407.pdf>

⁴ Executive Order 14195 of February 1, 2025, Imposing Duties To Address the Synthetic Opioid Supply Chain in the People's Republic of China, <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-02-07/pdf/2025-02408.pdf>

⁵ Executive Order 14257 of April 2, 2025, Regulating Imports With a Reciprocal Tariff To Rectify Trade Practices That Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits, <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-04-07/pdf/2025-06063.pdf>

⁶ https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.cit.17080/gov.uscourts.cit.17080.2.0_1.pdf

⁷ https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.cit.17080/gov.uscourts.cit.17080.56.0_3.pdf
https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.cit.17080/gov.uscourts.cit.17080.55.0_1.pdf

判所となる連邦巡回区控訴裁判所の判断を求めた。⁸ 2025年6月10日、同控訴裁は、CITの緊急差し止め命令の執行を当面停止する命令を下した。⁹ 2025年8月29日、同控訴裁も IEEPA に基づく追加関税措置は違法との判断を示した。

2025年4月22日、Learning Resources, Inc.などが、トランプ大統領らを被告とする民事訴訟をコロンビア特別区連邦地方裁判所に提訴した（「Learning Resources 事件」）。¹⁰ これを受け連邦地裁は2025年5月29日、トランプ政権側によるCITへの移管の申し立てを退け¹¹、IEEPAは大統領に関税賦課権限を与えていないとし、IEEPAによる追加関税賦課の仮差し止めを認める決定を下した。¹² トランプ政権側は、同地裁の決定をコロンビア特別区巡回区控訴裁判所に上訴し、同控訴裁の判断が下されるまで、仮差し止めは一時停止されることになった。

2025年9月9日、連邦最高裁は、V.O.S. Selections 事件と Learning Resources 事件の当事者からの求めを受け、両事件を統合し、審理する旨の決定を行った。

2025年11月5日、最高裁で、統合された両事件に関する口頭弁論が行われた。

II. 連邦最高裁判決の概要

上述の経緯を経て、2026年2月20日、最高裁は、Learning Resources 事件と V.O.S. Selections 事件に共通する憲法上の争点となっている問題、すなわち「IEEPAは大統領に関税を賦課する権限を与えているか」との問題に対して判決を下した。¹³

最高裁の判決では、まず、最高裁が近年、判決を通じて示している「重要問題の法理（major questions doctrine）」¹⁴の意義を説明した。その上で、重要問題の法理を適用して IEEPA の関連条項を検討した結果、IEEPA が大統領に与えている「輸入の規制」を行う権限の中に「関税を課す」権限が含まれているとは解釈できない、との判断を示した。

さらに、IEEPAに含まれている「輸入を・・・規制する（regulate ... importation）」という条文にある「規制」の中に、関税を賦課する権限も含まれていると解釈すべきか否かについて、さまざまな角度から条文解釈を行った。その一環として、IEEPAの関連条項で用いられている「規制する（regulate）」という用語について、その単語（動詞）自体が独立して用いられている場合に通常意味する場合と、それが用いられている法文の文脈の双方の観点から分析を行い、IEEPAの「輸入を規制する」とする条項は、輸入品に対する関税を賦課する権限を大統領に与えるものではないとの結論を示した。

この最高裁の意見は、ジョン・ロバーツ長官が執筆したもので、前段の「重要問題の法理」の適用に関する同長官の意見に対しては、エレナ・ケーガン判事、ケタンジ・ブラウン・ジャクソン判事およびソニア・ソトマイヨール判事が支持をしないとの見解を表明し

⁸ https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.cit.17080/gov.uscourts.cit.17080.57.0_3.pdf

⁹ https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/25-1812.ORDER.6-10-2025_2518126102025.pdf

¹⁰ <https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.dcd.279804/gov.uscourts.dcd.279804.1.0.pdf>

¹¹ https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.dcd.279804/gov.uscourts.dcd.279804.35.0_1.pdf

¹² https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.dcd.279804/gov.uscourts.dcd.279804.37.0_6.pdf

¹³ https://www.supremecourt.gov/opinions/25pdf/24-1287_4gci.pdf

¹⁴ 重要問題の法理とは、行政府が経済的・政治的に重大な影響を持つ政策判断を行う権限を連邦議会から法律上授与されていると主張する場合に、裁判所がその主張を認めるためには、当該権限の授与が法律の条文上明確に示されていないと認められなければならない、あいまいな文言のみを根拠とする権限の主張は認められないとする、米国行政法上の司法解釈原則。

た。しかし後段の、法文上の解釈論として、IEEPA が大統領に与えている「輸入を規制」する権限の中には、輸入品に対して関税を賦課する権限を与えるものではない、との結論の部分については、ニール・ゴースッチ、エイミー・コニー・バレット、ケーガン、ジャクソン、ソトマイヨール各判事が支持を表明した。この結果、最高裁の見解としてロバーツ長官が示した後段の結論の部分については、全体で 9 人の判事のうち過半数である 5 人以上の賛同を得たことから、最高裁多数意見として、今後の下級裁判所の判断を拘束する先例法理が確立された。

他方、IEEPA の関連条項の解釈にあたって、重要問題の法理を適用して解釈すべきか否か、また、IEEPA の関連条項と重要問題の法理との関係をいかに整理すべきか、との点については、多数の判事が異論を示し、最高裁の判決として法的拘束力を持たない参考意見にとどまった。

A. 連邦最高裁の意見の全体像

2 月 20 日に最高裁の意見として発表された判決の全体像は、以下のとおりとなっている。

判決の概要 (Syllabus)

最高裁の意見 (Opinion of the Court) ¹⁵

- I.A. IEEPA 関税賦課の経緯
- I.B. IEEPA 関税に対する訴訟の経緯
- II.A.1. 米合衆国憲法上の課税権の位置付けおよび行政府の主張
- II.A.2. 「重要問題の法理」の適用
- II.B. 「輸入を・・・規制する」の意味に関する分析・解釈
- III. 結論および下級裁判所への指示

ゴースッチ判事の賛同意見 (ロバーツ長官が示した意見全てに賛同)

バレット判事の賛同意見 (ロバーツ長官の見解の II.B.に賛同)

ケーガン判事の賛同意見 (ロバーツ長官の見解の II.B.に賛同) (ケーガン判事の意見には、ソトマイヨール判事およびジャクソン判事が賛同)

ジャクソン判事の賛同意見 (ロバーツ長官の意見の結論 III.に賛同)

クラレンス・トーマス判事の異論見解 (ロバーツ長官の意見に異論を唱える) (ブレット・カバノー判事の多数派意見に異論を唱える立場を全面的に支持する意見)

カバノー判事の異論見解 (ロバーツ長官の意見に異論を唱える) (カバノー判事の意見には、トーマス判事が支持を表明)

B. 連邦最高裁の意見の要旨

以下、最高裁の意見の各セクションの概要・論旨のポイントを説明する。

¹⁵ 最高裁の意見として発表された文書 I.A.、I.B.など各部分には、何らサブタイトルは付されていないが、本報告書では、各部分の内容を整理し、原文にはないサブタイトルを補足している。

I.A. IEEPA 関税賦課の経緯

トランプ大統領が、IEEPA に基づき大統領令を発令し、メキシコ、カナダ、および中国からの麻薬輸入阻止のための関税 (drug trafficking tariffs)、および、貿易赤字の是正を目的とする相互関税 (reciprocal tariffs) を米国への輸入品に対して課す措置をとった経緯を説明している。

I.B. IEEPA 関税に対する訴訟の経緯

上記の関税について、IEEPA は大統領に関税を賦課する権限を与えていないとして、企業 2 社が連邦地裁に提訴 (Learning Resources 事件) した。また、これとは別に、企業 5 社および 12 州が CIT に提訴 (V.O.S. Selections 事件) した。それぞれの訴訟において、IEEPA は大統領に関税を賦課する権限を与えていないとの判断が第一審で下され、さらに、それぞれの上級裁判所である控訴裁において、下級裁判所の判断が確認されたことを踏まえ、連邦最高裁が、2 つの訴訟で争われている争点を一括して審理するとの決定に至った経緯を説明している。

II.A.1. 米合衆国憲法上の課税権の位置付けおよび行政府の主張

最高裁の意見を述べるにあたり、争点となっている関税を課す権限の米合衆国憲法上の位置付け、および、これを踏まえた行政府側の主張の要旨を以下のとおり整理している。

- 合衆国憲法第 I 条 8 節は、(国家の立法機関として) 連邦議会に与えられた権限を規定し、その最初に「租税、関税、賦課金および消費税を賦課徴収する」権限を連邦議会に与えている。
- 議会の権限として、冒頭に課税権を規定していることは偶然ではなく、一国の有する権限の中で最も重要であるとの建国時の認識に基づくものである。
- 関税は、輸入される物品やサービスに対して賦課される税であることから、関税を賦課する権限は、連邦議会に与えられている課税権の一部であることは明白である。
- 行政府は、大統領が本来的に関税を賦課する権限を有していないことを認めつつも、連邦議会が制定した IEEPA が「輸入 (importation)」を「規制する (regulate)」権限を大統領に与えていると規定していることを根拠に、連邦議会は大統領に、その金額 (率)、期間、対象産品、原産地について何ら制限を受けることなく、関税を賦課する権限を授与している旨主張している。

II.A.2. 「重要問題の法理」の適用

以下の論旨により、IEEPA の解釈に際しても、「重要問題の法理」が適用されると結論付けている。

- 最高裁はこれまで、成文法であいまいな用語や表現が用いられている場合、連邦議会が行政府に対して広範囲な権限を授与していると解釈することを差し控えてきたことを、具体的な訴訟を例示して説明。

- これらの「重要問題（major questions）」事件で、行政府側は、成文での不明確な根拠に基づき広範囲な権限が与えられていると主張した。しかし、法文の文脈のみならず、憲法の構造および常識により、議会は、極めて重要な権限をあいまいな表現を用いることによって行政府に授与したとは判断しがたい。
- IEEPA 制定後、大統領はこれまで一度も IEEPA を根拠に関税を課したことはなかった。大統領が法律に基づき関税を課した前例はあるが、それらは大統領の関税賦課権限がより明確に規定されている他の法律に基づくものであり、IEEPA に基づくものではなかった。実際に賦課された関税は、法律で定められた厳格な手続きに従い、さまざまな制約を課す条件に従ったものであった。
- 行政府自身が主張し、認めている IEEPA に基づく関税がもたらす「経済的かつ政治的に重大な影響」に鑑みても、議会がそのように重要な政策的判断をする権限を、あいまいな法文が用いられている IEEPA によって大統領に授与したとは考えられない。
- 行政府側は、IEEPA のような緊急事態に対処するために制定された法律の解釈に、「重要問題の法理」を適用すべきではない旨主張するが、最高裁はこれまでもそのような主張を受け入れていない。緊急事態には権限が乱用されやすいことを承知している議会が、緊急事態に対処するために制定された法律において、大統領に議会の極めて重要な権限を授与する意図があったのであれば、議会は明確な用語を用いていたはずである。
- 行政府側や一部の最高裁判事は、大統領が憲法上、外交問題や安全保障問題に関する権限を議会と一部共有していることを理由に、重要問題の法理を IEEPA に適用することに異論を唱えているが、議会は平時の関税賦課に関する権限を大統領と共有しておらず、また、関税が外交に関連するとはいえ、議会があいまいな法律の条文を用いて、関税賦課権限を放棄するとは思われない。
- 行政府や一部の最高裁判事は、「重要問題」の中でも特に重要な問題については、重要問題の法理適用の例外として法文が広義に解釈されるべきと主張しているが、「重要問題の法理適用の例外は存在しない」。
- 大統領が、関税を課す権限の正当性を主張するためには、議会が関税権限を大統領に授与していることを明確に示さなければならないが、行政府側は議会が大統領に課税権限を与えたことを示すことができない。

II.B. 「輸入を・・・規制する」の意味に関する条文解釈

以下の論旨により、IEEPA が大統領に与えている「輸入を・・・規制する」権限の中には、関税を課す権限は含まれないと解釈するのが妥当であるとしている。

- IEEPA の関連条項では、大統領に「輸入もしくは輸出を・・・調査、調査中の（輸出・輸入の）阻止、規制、指示、強制、取り消し、無効、防止、もしくは禁止」する権限を与えているが、関税については何ら言及されていない。議会が関税を賦課するという議会特有の権限を大統領に授与する意図があったのであれば、他の関税に関する成文法でなされているように、明示的に行っていたはずである。

- 条文に用いられている動詞として「規制する (regulate)」という用語は、由緒ある法律辞典で「対処する、確立する、もしくは管理する。規則、方法、確立された手段により調整する。規則や制限により指示する。原則や法律の規定に従わせる」と定義されている。これは、行政府が日常行っていることを表すものである。もし、(反対意見が主張するように)「規制する」という用語が、極めて幅の広い意味を持つものであるとすれば、IEEPA の関連条項に含まれている他の 8 つの動詞は重複し、無駄な表現 (動詞) ということになる。連邦の成文法では、行政府に「規制する」権限を与えているものは多々あるが、(今回の訴訟で) 行政府側は、そのような成文法で「規制する」との語義に課税の権限を与えている具体例を何一つとして示すことができない。よってわれわれは、議会が IEEPA にだけ、「規制する」という平凡な動詞を用いて、議会特有の権限を大統領に授与していると (行政府側が主張するように) 解釈することには懐疑的である。
- 税金は、規制目的を達成する場合もある。しかし、何かを規制するという場合、規制の手段として課税する権限が含まれることにはならない。連邦議会が規制する権限と課税する権限の双方を規定する場合には、それぞれ、分離して、かつ、明示的に、そのような権限を与えている。
- IEEPA は「輸入もしくは輸出を・・・規制する」権限を大統領に与えると規定しているが、「規制する」という動詞に「課税する」という意味が含まれているとすれば、この規定は、輸出に課税することを禁止している憲法の I 条 9 節 5 項に違反することになる。
- 「規制する」との動詞が用いられている IEEPA の条項で並立的に用いられている他の 8 つの動詞のいずれも、それぞれが「外国の行為者に対して制裁を科すために、もしくは、外国との商業活動を行っている国内の行為者を管理するために大統領がとることができる」措置を認めているものである。「規制する」と同列に記載されている他の近接した単語の意味するところに鑑みれば、「規制する」という単語に、歳入を確保するため課税することまで認めていると解釈することは困難である。これまでいかなる大統領も IEEPA に基づく関税権を行使したことがなかったのは、大統領がそのような権限が与えられていないことを示す証拠に他ならない。
- 本事件に関し、われわれに与えられている課題は、IEEPA が大統領に与えている「輸入を・・・規制する」権限の具体的内容を解釈することではなく、その中に、関税を賦課する権限が含まれているか否かを判断することだけである。
- 行政府側は、多数意見に反対する最高裁判事とともに、最高裁はこれまでの判例で、関税は憲法の商業活動条項の文脈で議論されてきている経緯があることから、(商業活動を規制する) IEEPA が関税を賦課する権限も与えていると解釈すべきと主張している。問題は、(行政府側が述べているように) 関税が商業活動を規制するために用いられる手段として使用され得るか否か、ではなく、議会が、「輸入を・・・規制する」権限を大統領に与えた時に、大統領に対して自らの裁量のみで関税を課す権限を与えていたか否か、である。これまで議会が関税を課す権限を大統領に与えてきた前例を見れば、関税権を大統領に与えた際には、明確にかつ慎重な考慮の上に与えている。IEEPA ではそのような関税権限の与え方をしていない。
- 行政府側は、IEEPA が大統領に与えている一連の権限として、「規制する」との動詞が、「強制する (compel)」と「禁止する (prohibit)」の間に置かれている

ことから、「規制する」という場合には、関税という「あまり極端ではなく、より弾力的な」道具の使用も認めていると主張する。しかし関税は、国庫の収入を得るために国内の輸入者から直接得るものであって、IEEPA が認めている他の手段とは、その措置の厳しさの程度が異なるわけではなく、措置の種類が質的に異なるものである。

- 行政府側は、IEEPA の前の 1917 年に制定された敵対国との貿易に関する法 (Trading with the Enemy Act : TWEA)¹⁶を引用し、(IEEPA が制定される前の) 1975 年に、当時の関税特許控訴裁判所 (Court of Customs and Patent Appeals) が TWEA で規定されている、(大統領に)「輸入を・・・規制する」権限は、大統領に限定的な関税権を与えているとの判決を下しているのです。その 2 年後に制定された IEEPA も、同様の権限を (ただし、IEEPA の場合は何の制約も受けない権限として) 引き継いでいる、と主張する。議会が裁判所の判決で示された用語の定義を、成文法の中に取り入れることはあるが、特定の用語の定義が十分に確立されるまでは、法文にそのまま取り入れることはない。(戦時に適用される) TWEA という IEEPA とは異なる法律の解釈について、当時の連邦控訴裁が 1 つの事件¹⁷で示した限定的な定義は、確立した定義とは言えない。よってわれわれは、議会が IEEPA を制定した際に、そのような (当時の連邦控訴裁が 1 つの事件で、IEEPA とは異なる法律の解釈として示した) 新たな権限を (大統領に) 与える意図があったと判断することにも懐疑的である。
- 行政府側は、歴史に基づく議論として、最高裁が戦時中に、米国が武力抗争中に大統領が関税を課す内在的な権限を有すると認めていたので、議会はそのような最高裁の判断の前例を TWEA で法文に取り入れ、さらに IEEPA にも引き継がせた、と主張する。しかし、この議論は成り立たない。大統領が戦時にどのような内在的な権限を有するののかとの問題は別として、大統領が平時に関税を課す内在的な権限を有しないことは行政府側も認めている。また、戦時に最高裁が示した大統領の内在的な権限が (TWEA を経由して) IEEPA にも引き継がれたとして、大統領に関税権限を与えていると解釈することも、主張された流れの関連性が疎遠であり、無理がある。
- さらに行政府側は、大統領に特定製品の米国への「輸入を・・・調整 (adjust imports)」する権限を与えている 1962 年通商拡大法の 232 条では、最高裁が、輸入を調整する権限に許可料 (license fee) の徴収も含まれる、との判断を下した判例があるので、IEEPA 関税でも輸入の規制に関税の賦課も含まれるべきと主張する。だが、過去の 232 条に関する最高裁の判例は、IEEPA には適用されない。232 条では、大統領に「輸入を調整する」権限を与えているのみならず、「製品の輸入を調整するために必要であると大統領が判断する他の措置をとる」ことも明示的に認めている。さらに、国家の安全保障の脅威となる場合には「既存の関税や他の輸入制限」を「削減もしくは廃止」するいかなる措置をとることも認められない」とし、232 条では明示的に関税にも言及しているので、232 条は大統領に関税を課す権限が与えられていると解釈できることは当然である。232 条に関する限定的な最高裁の判決を、IEEPA の解釈に適用することはできない。

¹⁶ 40 Stat. 411. 12 U.S.C. § 95 および 50 U.S.C. § 4301. TWEA は基本的に戦時に適用される。

¹⁷ *United States v. Yoshida Int'l, Inc.*, 526 F.2d 560, 572, 577-578.

III. 結論および下級裁判所への指示

以下の要旨のとおり、本事件に関する最高裁の意見を総括するとともに、下級裁判所に対する指示を行った。

- 大統領は、何らの制約もなく一方的に関税を課す権限を有していると主張するが、主張する権限の範囲、歴史的経緯、憲法上の枠組みに鑑みれば、連邦議会が大統領にそのような権限を与えていることを明確に示さなければならない。
- (連邦議会の大統領への権限移譲を主張する根拠として) IEEPA が「輸入を・・・規制する」と規定していることを指摘するのみでは不十分である。IEEPA は、何ら関税について言及していない。行政府は、議会が制定した成文法の中で、「規制する」という表現を用いて大統領に課税する権限を与えている法律の例を何一つとして挙げるができない。これまで大統領が、IEEPA は関税賦課権を大統領に与えていると主張したことは一度もなかった。
- 最高裁は、経済や外交問題について何ら特別な知見を有することを主張するものではない。最高裁は、憲法第 III 条で与えられた限定的な役割を果たすのみである。その与えられた役割を果たすため、われわれとしては、IEEPA は大統領に関税を賦課する権限を与えていない、との見解を示す。
- V.O.S. Selections 事件で連邦控訴裁が下した判決を支持 (affirmed) する。(IEEPA に基づく関税の適法性に関する司法審査を行う管轄権限を有しているのは CIT であり、通常の連邦地裁は同問題について司法審査を行う管轄権限は有さないため) Learning Resources 事件で連邦地裁が下した判決を取り消し (vacated)、下級裁判所に差し戻す。同訴訟については、同裁判所が管轄権を有しないことを理由に却下するよう指示する。

III. 判決の意義および今後の課題

A. 判決の意義

1. 焦点が IEEPA 関税に絞られた判決

上述のとおり、IEEPA 関税に対して最高裁の判決が示した結論は、「IEEPA は大統領に関税を賦課する権限を与えていない」との点に絞られている。これにより、行政府は今後、連邦議会が IEEPA を改正し、行政府に対して明示的に関税賦課の権限を授与し、その賦課条件などを明確にしない限り、IEEPA のみに基づき輸入品に対して関税を賦課することはできないことが明らかになった。

ただし、最高裁の判決は、既に輸入者が支払った IEEPA 関税の扱いをどうすべきか、との点については何ら見解を示しておらず、最高裁の判決の遡及適用や、還付の適否、その手続きなどについては、関税に関する法令解釈の管轄権を有する下級裁判所 (CIT) の司法手続きに委ねている。

また最高裁は、1974 年通商法 122 条や 1962 年通商拡大法 232 条、1974 年通商法 301 条に基づく追加関税が、いかなる憲法上の制約や条件の下に置かれるべきかなどについて明確な指針を示していない。したがって、具体的態様によっては、行政府が IEEPA 関税の

代替措置として現在賦課している 122 条に基づく追加関税や、232 条や 301 条に基づく追加関税も、憲法上の観点から、さまざまな議論が展開され得る。

今回の最高裁の判決は、上記に加え、以下の諸側面についても、今後参考となる示唆を読み取ることができる。

2. 重要問題の法理の扱い

最高裁の判決では、法的拘束力を有する多数見解を執筆したロバーツ長官が、憲法解釈論の 1 つとして、これまで複数の事件で示されてきた「重要問題法理」が、IEEPA の解釈に関しても適用されるべきとした。その上で、行政府は、議会が関税賦課権限を明確に行政府に授与していることを示すべきだが、行政府はできていない、として、IEEPA が関税賦課の権限を大統領に与えていないことを示す論拠の 1 つとした。

しかし、ロバーツ長官のこの見解を支持したのは、賛同意見を述べたゴーサッチ判事とバレット判事のみだった。他方、IEEPA は関税賦課の権限を与えていないとする結論を支持したケーガン判事は、IEEPA が関税権を与えていないのは、通常の条文解釈からだけでも明らかであって、本件に重要問題法理を適用することは不要である旨の見解を表明した。本判決の論拠として重要問題法理を挙げることに反対する立場をとったケーガン判事の見解には、ジャクソン判事、およびソトマイヨール判事が賛同し、裁判所の多数意見を支持する判事の中でも、その論拠については、見解の相違があることが明らかになっている。

3. 関税に関連する紛争に対する司法審査をする管轄権を持つ裁判所の確認

上述のとおり、2026 年 2 月 20 日に下された最高裁の判決は、**Learning Resources** 事件の原告が、連邦の法律問題一般について管轄権を有する連邦地裁（ワシントン DC 地区管轄）に対して提起した訴訟と、**V.O.S. Selections** 事件の原告が、CIT に対して提起した訴訟の憲法上の争点となっていた審査手続きが統合され、両事件共通の法律問題を合衆国憲法の視点から判断したものだ。Learning Resources 事件では、第一審の被告となった行政府側が、同事件での法的争点は IEEPA の関税権に関する司法判断の問題であることから、関税を含む国際貿易に関連する問題について排他的な管轄権を有する CIT が司法審査をすべきであり、連邦地裁は司法審査を行う管轄権を有しないと主張し、同事件を CIT に移送すべきと申し立てた。しかし、連邦地裁は、Learning Resources 事件に関する司法管轄権を有すると判断し、行政府側の主張を退け、同事件の原告が求めた（係争中の関税の賦課を停止する）予備的差し止めの申し立てを認めた後、行政府側が直ちにコロンビア特別区巡回区連邦控訴裁に上訴する手続きをとった経緯がある。

2 月 20 日に発表された最高裁の判決では、関税の賦課に関する法律問題を争う訴訟に関する司法管轄権は、CIT が排他的に有することがあらためて確認された。

B. 今後の課題

1. トランプ政権による IEEPA 関税に代わる措置

最高裁の判決を受け、トランプ政権は、IEEPA 関税に代わる追加関税の賦課を継続するため、以下を含む一連の措置をとっている。¹⁸

(a) 大統領令 14389¹⁹

トランプ大統領は 2026 年 2 月 20 日、輸入品に対する追加関税に関して、大統領令 14389 を発令し、それ以前に発令された大統領令などによる IEEPA に基づく追加関税は無効とし、実務的に可能な限り早急にその徴税を止めるよう指示した。同時に、同大統領令では、IEEPA に基づく従価税ではない措置は今後も効力を有することを明示するとともに、1962 年通商拡大法 232 条や 1974 年通商法 301 条などに基づき賦課されている他の関税には何ら影響を及ぼさない旨規定している。

(b) 大統領布告 11012²⁰

トランプ大統領は 2 月 20 日、大統領布告 11012 を公布し、1974 年通商法 122 条に基づき、原則として全ての輸入品に対して、一律 10% の追加関税を 2026 年 2 月 24 日から 150 日の期間、賦課する旨定めた。

(c) 大統領令 14388²¹

トランプ大統領は 2 月 20 日、大統領令 14388 を発令し、1930 年関税法 321 条に基づく少額の輸入品に対する免税措置（デミニミス）の適用停止を継続することを命じた。²²

(d) 外国の過剰生産能力・過剰生産に関する 301 条調査²³

USTR は 3 月 11 日、1974 年通商法 301 条に基づき、特定の製造部門において構造的な過剰生産や過剰生産に関連する政策や慣行が、日本を含む 16 の国・地域で行われているか否かの調査を開始したと発表した。

¹⁸ トランプ大統領は、2026 年 2 月 20 日の最高裁判決が明らかにされた直後に、「われわれの容認できる適切な手段の関税に反対する意見を述べた最高裁判事は、恥じるべきである。彼らの判決はばかげているが、これから直ちに調整の手続きを始める。われわれは、これまで得ていた金銭以上に、さらに多額の金銭を取得することができるよう、あらゆる手段を尽くしていく」とのコメントを SNS に投稿している。

¹⁹ Executive Order 14389 of February 20, 2026, Ending Certain Tariff Actions.

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-02-25/pdf/2026-03832.pdf>

²⁰ Proclamation 11012 of February 20, 2026, Imposing a Temporary Surcharge To Address Fundamental International Payments Problems. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-02-25/pdf/2026-03824.pdf>

²¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-02-25/pdf/2026-03829.pdf>

²² 1930 年関税法 321 条では、輸入申告額が 800 ドル以下の少額貨物の輸入に対して、関税支払いなどを免除するデミニミス・ルールが設けられているが、同ルールは、2025 年 7 月 4 日に成立した法律（One, Big, Beautiful Bill Act, Pub. Law No. 119-21）により、2027 年 7 月 1 日に廃止されることになった。

<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/1/text>

²³ <https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2026/march/ustr-initiates-section-301-investigations-relating-structural-excess-capacity-and-production>

(e) 強制労働により製造された製品の輸入禁止措置に関する 301 条調査

24

USTR は 3 月 12 日、1974 年通商法 301 条に基づき、強制労働を用いて生産された製品の輸入禁止を実効的に行うことを阻止している行為、政策、慣行などが、日本、EU、中国、インド、台湾を含む 60 の国・地域で存在するか否かについて調査を開始したと発表した。

25

2. IEEPA 関税の還付

上述のとおり、最高裁の判決では、これまでに徴収された IEEPA 関税の還付については、一切言及されていない。また、判決が明らかにされた 2 月 20 日に発令された大統領令 14389 では、今後 IEEPA 関税を徴収しないことが明確に示されたが、既に輸入者が納付した IEEPA 関税の還付については何ら方針を示さなかった。

CBP は 4 月、「裁判所の命令の下で、適切な法律に基づく権限にしたがって、IEEPA に基づき支払われたことが確認された関税を還付する」旨公表した。4 月 17 日付のファクトシートでは、IEEPA 関税の還付を求める者は、「統合通関管理・処理システム (Consolidated Administration and Processing of Entries : CAPE)」と呼ばれるシステムに、通関関連情報や米国国内の銀行口座情報などを入力する手続きが必要とされている。

26

CBP が 4 月 8 日に更新した CAPE の第 1 段階の IEEPA 関税還付処理に関する説明資料では、未清算の輸入申告書もしくは清算日から 80 日以内の輸入申告書に基づく IEEPA 関税の還付申請を 4 月 20 日以降受け付け、CBP がその申請内容を審査した上で、輸入申告内容の清算、もしくは、再清算が行われ、払い戻しが発行されるとしている。²⁷

CBP は 4 月 28 日、現在進行中の第 1 段階の IEEPA 関税還付処理手続きにより、適切な申請手続きをとった輸入者に対しては、5 月 11 日ごろから、関税還付が発行される見込みであるとしている。

5 月 1 日時点で、CBP はウェブサイトを通じて IEEPA 関税の還付手続きを説明している。

28

3. 利害関係者による訴訟などの提起

CBP が現在用意している IEEPA 関税還付申請の手続きは、法的に IEEPA 関税を支払う義務を負う立場にあった「輸入者 (importer of record)」もしくはその代理人となっている通関業者 (乙仲) により行われ得ることとなっており、通関手続きに直接関与していなかった者は、輸入者による IEEPA 関税分の転嫁により実質的に IEEPA 関税を負担していた場合でも、IEEPA 関税還付申請の手続きを行うことができない。

²⁴ <https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2026/march/ustr-initiates-60-section-301-investigations-relating-failures-take-action-forced-labor>

²⁵ 米国は 1930 年関税法 307 条に基づき、強制労働製品の輸入を原則禁止している。

²⁶ <https://www.cbp.gov/document/fact-sheets/fact-sheet-ieepa-duty-refunds>

²⁷ https://www.cbp.gov/sites/default/files/2026-04/trade_information_notice_cape_508c.pdf

²⁸ <https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/trade-remedies/ieepa-duty-refunds>

このため、IEEPA 関税還付金および利子を巡っては、商流における各当事者の立場に応じて、以下のクレームリスクが生じ得る。

第1に、輸入者と輸入品の購買者などとの関係では、輸入者が何らかの事情でIEEPA 関税還付の申請をしなかった場合、または、還付申請をして関税および利子を取得したにもかかわらず購買者などにその全部もしくは一部を支払わなかった場合に、購買者などから輸入者に対して、IEEPA 関税還付金および利子の支払いを求めるクレームが出される可能性がある。このような場合に、購買者などがどの程度の支払いを要求できるかは、両者間の契約内容やこれまでの商慣習により判断されることになる。

第2に、輸入者または購買者などがIEEPA 関税還付金および利子を取得した場合、これらの者と直接の契約関係を有しない下流の第三者（購買者などから輸入品の供給・提供を受けた者、さらに下流の消費者、最終使用者など）から、不当利得などの法理を根拠として、還付金の分配を求めるクレームが出されるリスクがあり得る。

したがって、IEEPA 関税の対象となっていた輸入品の輸入者のみならず、輸入品の商流に入っている全ての関係者は、輸入品に関連する契約や商慣習をこの機会にあらためて確認し、契約相手や取引相手から何らかのクレームが出される可能性について検討しておくことがリスク管理上望ましい。

他方、自らの商流の立ち位置によっては、取引相手やさらに上流の当事者がIEEPA 関税の還付を利息とともに受けて相当の利得を得たにもかかわらず、商流の下流にある者に還付金が分配されず、不公正と判断し得る場合もあり得る。そのような場合には、商流の下流にある者が、上流の者に対して還付金の分配を求めるクレームを行うことが十分に想定される。実際に、IEEPA 関税を直接納付しなかった利害関係者から、関税の還付を受ける者に対して、さまざまな法理に基づくクレームが出され、既に複数の集団訴訟が提起されている。²⁹

以上

²⁹ *Anastopoulou v. United Parcel Serv. Inc.*, No. 2:26-cv-00754 (D.S.C. Feb. 20, 2026).
Anastopoulou v. FedEx Corp., No. 2:26-cv-02181 (W.D. Tenn. Feb. 20, 2026);
Anastopoulou v. United Parcel Serv. Inc., No. 1:26-cv-01005 (N.D. Ga. Feb. 2026);
Anastopoulou v. FedEx Corp., No. 2:26-cv-00753 (D.S.C. Feb., 20, 2026);
Ward v. EssilorLuxottica S.A., No. 1:26-cv-01133 (E.D.N.Y. Feb. 26, 2026);
Reiser v. Fed. Express Corp., No. 1:26-cv-21328 (S.D. Fla. Feb. 27, 2026).

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20260005>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 米州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5545
E-mail：ORB@jetro.go.jp